

白井市第2次地域福祉計画
(しろい支え愛プラン)

中間見直し版 案

白 井 市

令和4年3月

目次

I	計画の概要	3
I-1	計画の位置づけ	3
I-2	地域福祉計画とは	4
I-3	計画の期間	4
I-4	計画の前提（令和3年度の間見直しにより一部修正）	5
II	めざす姿	14
II-1	めざす姿	14
II-2	基本的な考え方	14
III	戦略プラン	17
III-1	健康・福祉の戦略プラン1 「ふれあう」	17
III-2	健康・福祉の戦略プラン2 「育みあう」	17
III-3	健康・福祉の戦略プラン3 「助けあう」	18
IV	基本方針	19
	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	20
	本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）の関連事項	21
IV-1	健康づくり	22
IV-2	高齢者福祉	23
IV-3	障がい者福祉	24
IV-4	子育て支援	25
IV-5	地域福祉	26
V	地域福祉に関する施策	28
VI	実現に向けて	32
VI-1	「きっかけ」づくり	33
VI-2	「関係」づくり	34
VI-3	「担い手」づくり	35
	資料編	37
2	本計画で使う主な用語	39
3	中間評価	40
4	健康福祉関連の個別計画等	42
5	委員名簿及び委員会要綱	50
6	中間見直しの経過	51

○「障害」の「害」の字等の表記について

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通りの漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」を「害」の字が混在する表記になっています。

I 計画の概要

I 計画の概要

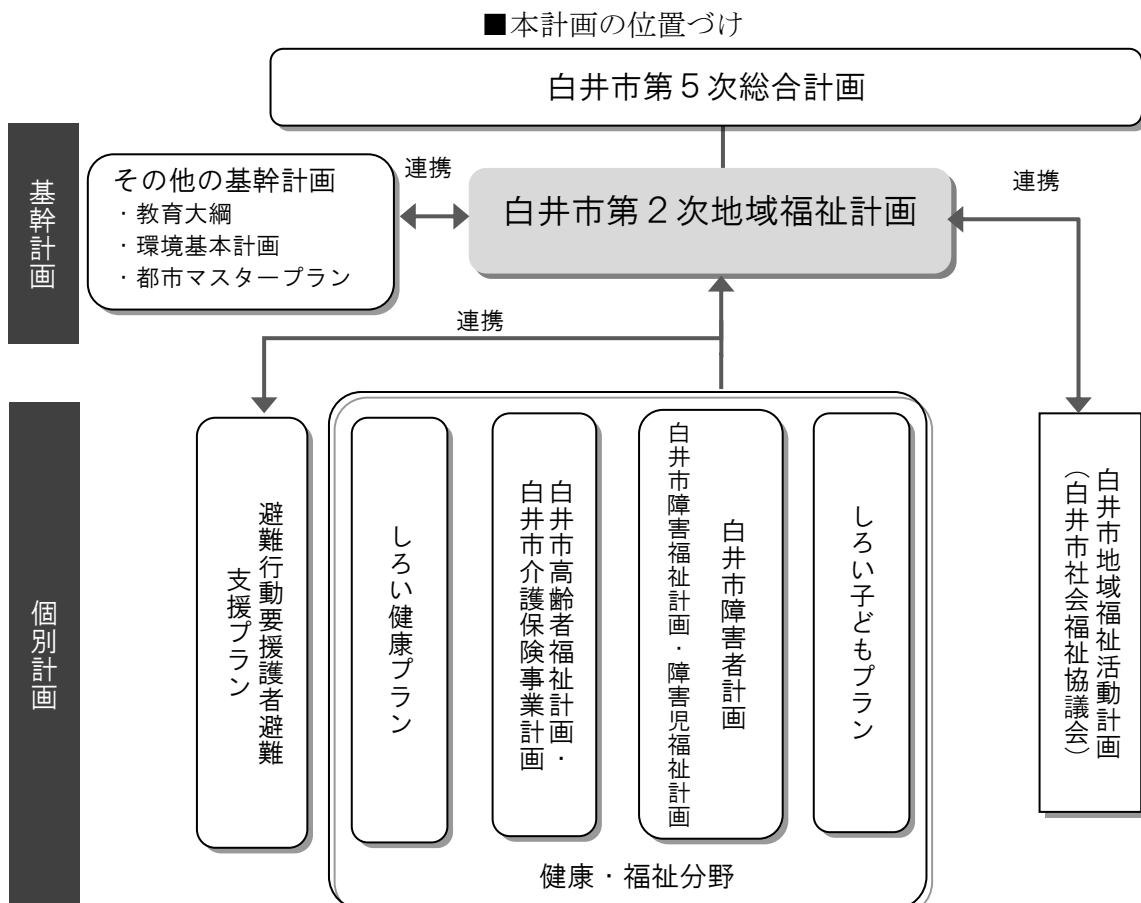
I-1 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づき、平成24年12月に策定した「白井市地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」(以下、「第1次計画」)の計画期間が平成29年3月で終了することに伴い、本市における地域福祉を第1次計画からさらに発展させることを目的に策定しています。

また、平成28年4月から「ときめきとみどりあふれる快活都市」を将来像とする白井市第5次総合計画(以下、「総合計画」)の計画期間が始まり、その中で本計画は、健康・福祉分野の基幹計画と位置づけられています。

基幹計画は、各行政分野における中核をなす計画であり、各行政分野で策定される個別計画の指針となる計画です。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画における目指すべき姿を指し示す役割も担っています。

なお、白井市社会福祉協議会(「以下、「市社会福祉協議会」)が策定する「白井市地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉を推進するため、本計画のめざす姿を共有し、協働して進めていく関係にあります。



※令和3年3月現在

I - 2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助けあい、支えあいながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける「地域での支え合いによる福祉（地域福祉）」を実現していくための計画です。

少子・高齢化が進み、個人のライフスタイルなどが多様化するなか、地域で互いに支えあう人と人とのつながりが見直されてきています。市民一人ひとりの個性を尊重しながら自立した生活が実現されるためにも、地域での福祉力を向上させていくことが求められています。

高齢者や障がい者、子育て、健康づくりなど対象者や分野ごとに健康・福祉の計画は策定されていますが、地域福祉計画は、これら個別計画を地域での支えあいという視点から横断的につなぎ、豊かな地域社会を形成していくために、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられる計画です。

I - 3 計画の期間

第2次地域福祉計画については、第5次総合計画の基本構想と計画期間を合わせるため、平成29年度から令和7年度までの9か年とし、令和3年度に中間見直しを行いました。

地域福祉に関する施策の取組期間については、令和3年度に計画の見直しを行い、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

■本計画の計画期間

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
第2次地域福祉計画			→					↑ 中間見直し	→			
地域福祉に関する施策			→						→			
第5次総合計画	基本構想	→										
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画					

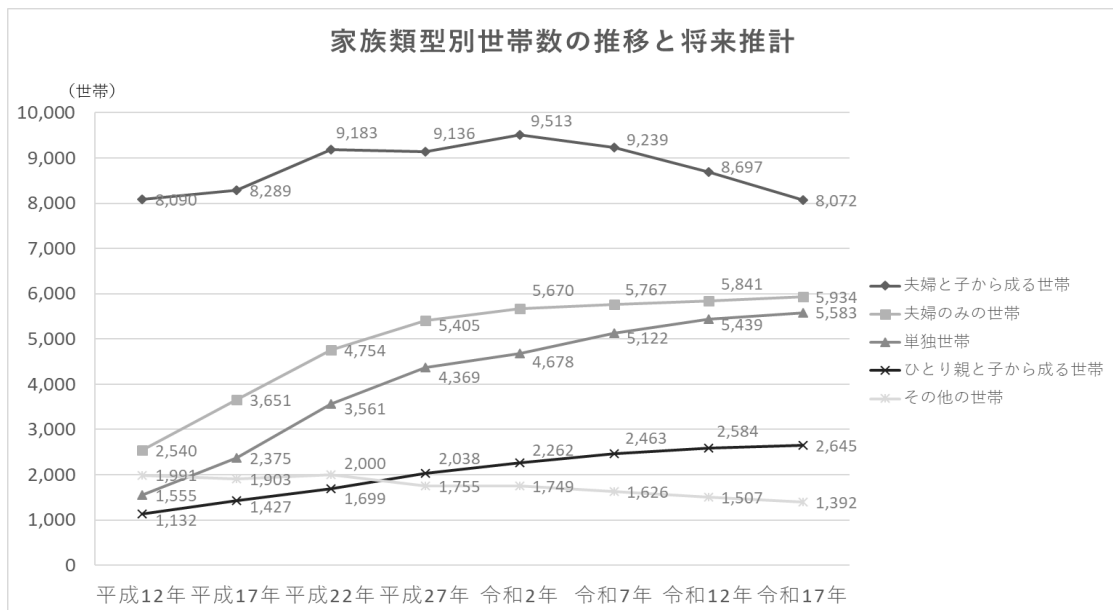
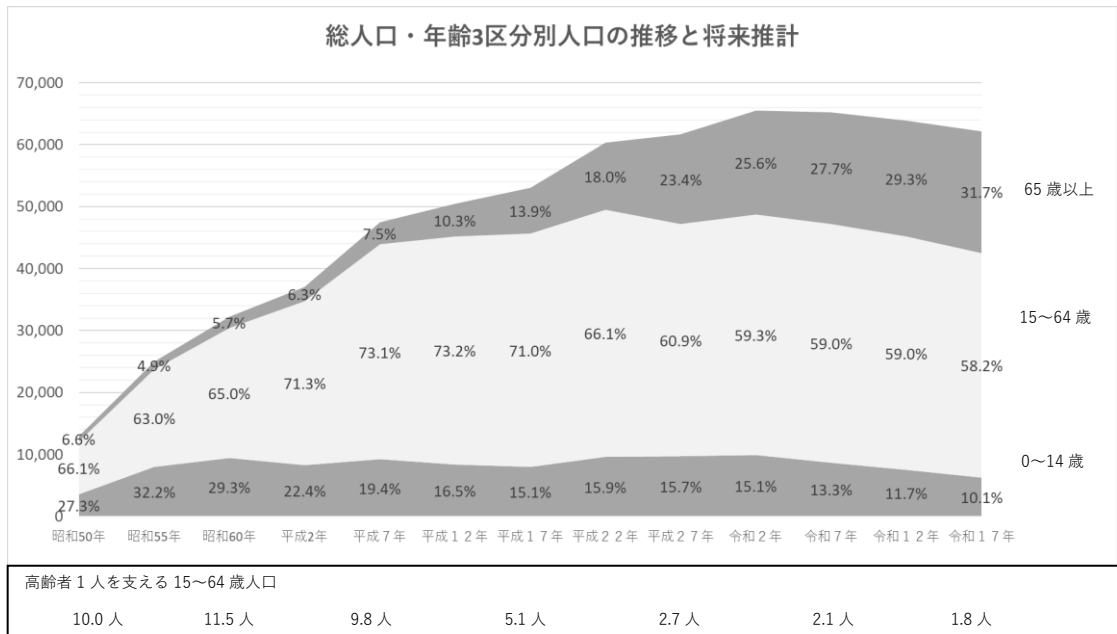
I-4 計画の前提（令和3年度の中間見直しにより一部修正）

I-4-1 人口・世帯

人口減少への転換と高齢化の進行、家族で支える力の低下

本市の人口は、令和2年をピークに減少に転じる一方、高齢者人口は増加傾向にあり、本計画の計画期間の最終年の令和7年には65歳以上人口が27.7%に達するものと推計しています。65歳以上の高齢者を支える15～64歳の生産年齢人口は、昭和60年の11.5人から令和7年には2.1人にまで減少することから、2人で高齢者1人を支える必要があります。

また、家族類型別の世帯数をみると「夫婦と子から成る世帯」が減少する一方で、「単独世帯」や「ひとり親と子からなる世帯」などの増加が目立っており、家族で高齢者を支える力は今後も低下していくものと考えられます。



資料（上段・下段）：国勢調査（現況値）/白井市企画政策課（推計値）

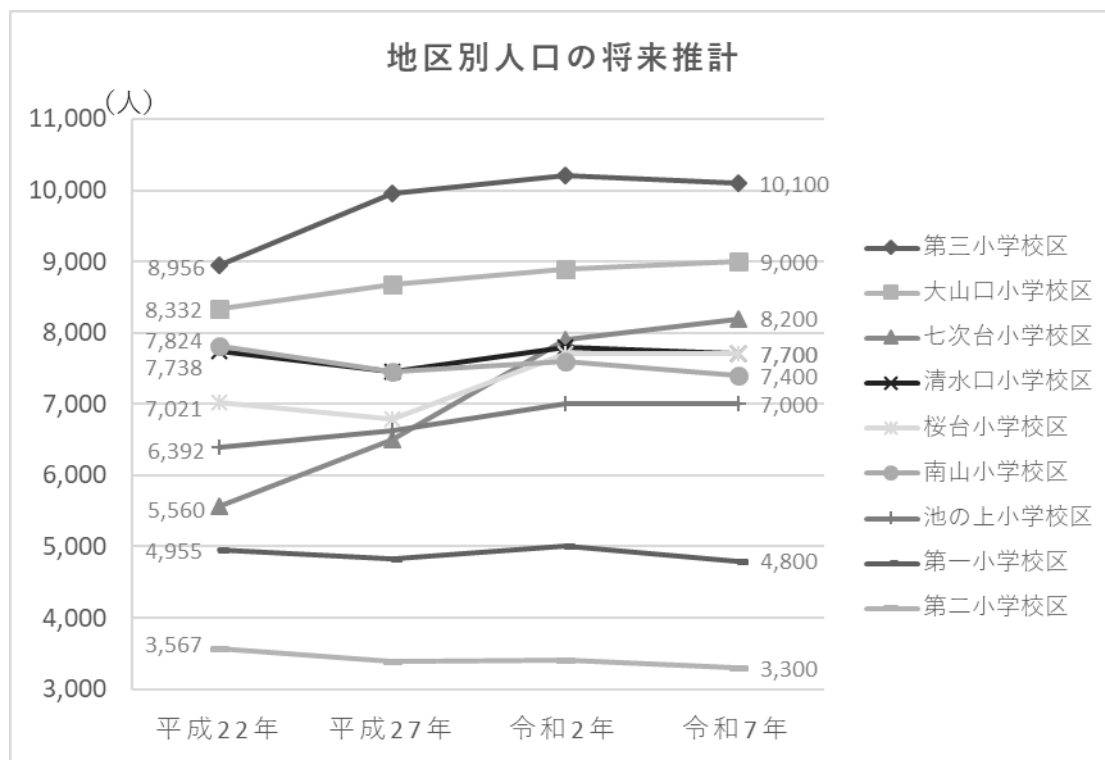
I-4-2 地区の状況

地区ごとの違いが拡大し、人口減少と高齢化が進む地区も存在

本市は大きく千葉ニュータウン地区とそれ以外の地区に大別することができ、さらに千葉ニュータウン地区以外の地区は、農地転用による宅地開発が進み人口が増加している第三小学校区と、古くからの白井の歴史・文化が残る第一、第二小学校区に区分することができます。

将来人口推計をみると、白井第三小学校区、大山口小学校区や七次台小学校区では人口増加が続く一方で、白井第一小学校区や白井第二小学校区、南山小学校区などでは人口減少が進むものとみられ、これらの人口減少が進む小学校区や、令和7年にはすべての小学校区において高齢化が進むものと推計されています。

なお、各地域では、第1次計画の策定後、地域ぐるみネットワーク会議が設立されたほか、平成29年度中には9つのすべての小学校区で地区社会福祉協議会も設立され、小学校区ごとの拠点を活用した、身近な場所における相談窓口を設置・運営していく必要があります。



資料：国勢調査（現況値）白井市企画政策課（推計値）

I-4-3 支援を必要とする市民の状況

支援を必要とする市民は増加傾向、災害対策などのニーズが増加

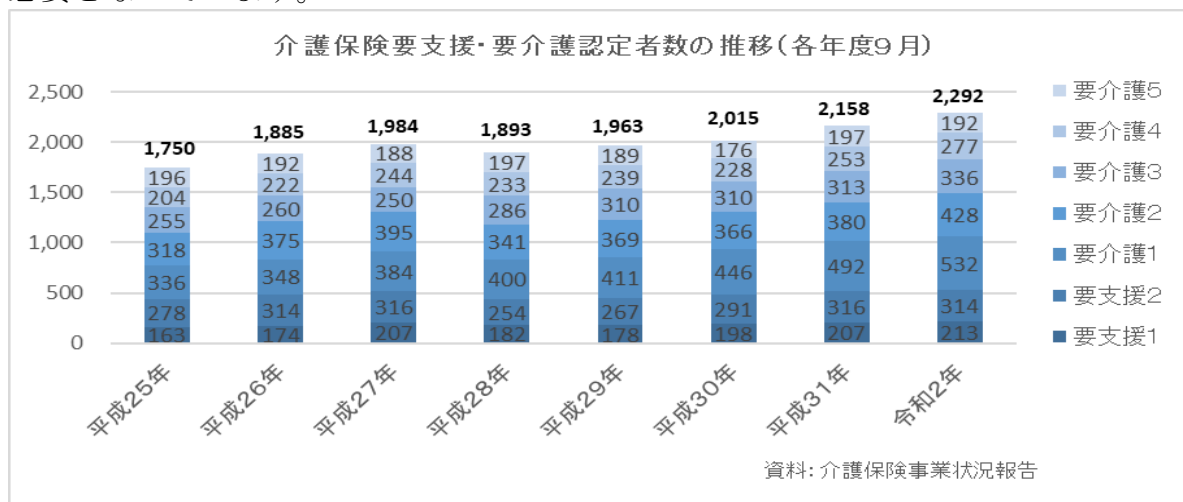
本市の介護保険の要支援・要介護認定者数は、高齢化とともに年々増加しており、今後も、現在の年齢階級別の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急速に増加することが予測されます。障害者手帳の所持者についても年々増加しており、地域において何らかの支援が必要な人の数は、今後も増加していくものと考えられます。

一方、単身世帯などが増加し、家族で支える力が低下する中で、地域で支え合うしくみを構築していくことの必要性が高まっています。

障がい者に関するアンケートでは、災害時の避難支援について不安に思う人が多いことから、避難行動要支援者名簿の活用等により、個別の障がい特性に配慮した支援ができるよう体制づくりや訓練などを実施していく必要があります。

近年では生活困窮などの問題が顕在化し、本市においても生活保護の被保護世帯数やひとり親家庭数は増加が続いており、子どもの貧困対策なども重要な課題となっています。

さらに高齢化の進行や貧困の拡大などは若年層から高齢者までの社会的な孤立などの問題につながっていくことから、これに対応した取組についても考えていくことが必要となっています。



障がい者（児）の推移（障害者手帳所持者数）

区分	年度	身体障害者総数	身体障害者					療育手帳総数	精神障害者保健福祉手帳総数
			視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい		
実数(人)	平成27年	1,507	77	106	21	801	502	321	291
	平成28年	1,461	77	101	23	768	492	323	317
	平成29年	1,518	78	113	20	786	521	339	355
	平成30年	1,573	80	118	22	795	558	363	382
	平成31年	1,630	85	123	24	806	592	382	422
	令和2年	1,660	93	134	25	800	608	400	434
増加率	平成27-令和2年	10.2%	20.8%	26.4%	19.0%	-0.1%	21.1%	24.6%	49.1%

資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）

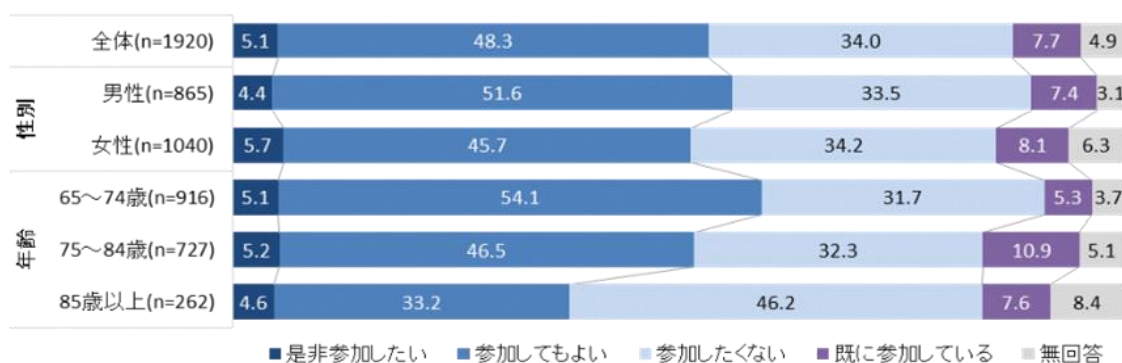
I-4-4 市民意識

健康づくり活動や趣味等が地域活動参加への鍵

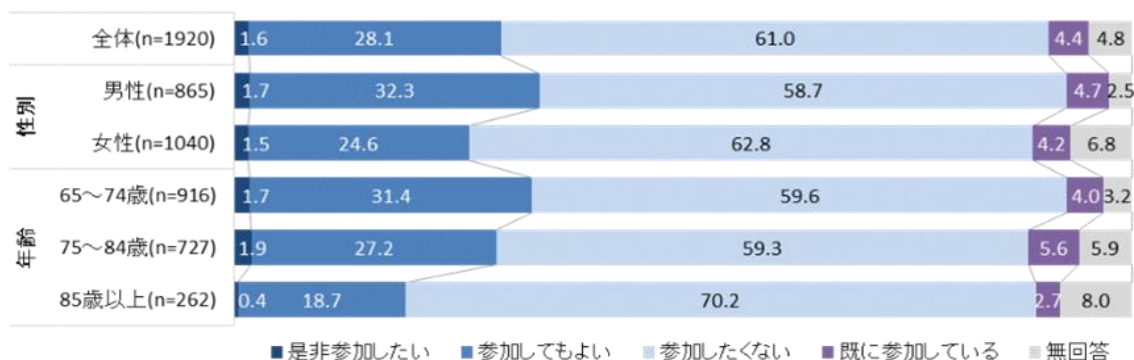
令和2年に実施した第8期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査によると、地域住民有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向については、要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上の市民では約6割が参加者として参加したい・している、約3割が世話役として参加したい・していると回答しています。女性より男性で、また年齢が低いほど参加意向を持つ人の割合が高くなってはいますが、85歳以上でも一定の参加意向がみられます。

また、平成31年に実施した子育て支援に関するアンケート調査（小・中学生保護者調査結果）によると、小・中学生のうち、地域行事やイベントなどの活動に参加した経験がある、参加したことはないが今後は参加させたいと思っていると回答した保護者が約9割と高くなってはいます。

「参加者」としての参加意向

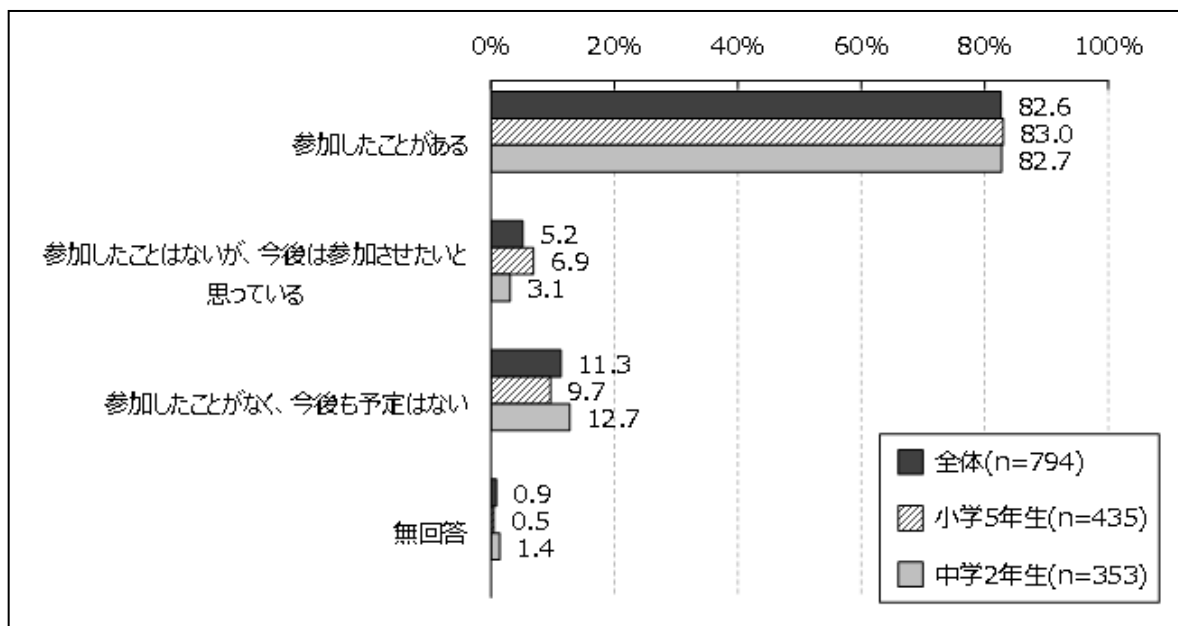


「世話役」としての参加意向



出典：第8期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（令和2年）

地域の行事やイベントなどの活動



出典：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年）

I-4-5 白井市第2次地域福祉計画(平成28年度～令和7年度)の中間見直し

中間見直しの内容

白井市第2次地域福祉計画は、平成29年度から令和7年度までの9年間の計画として健康福祉関連の基幹計画としての位置づけのもとで取組を進めています。

本計画の策定から5年が経過する中で、計画の進捗状況を把握するほか、近年における社会情勢の変化等を踏まえた取組の検討を行い、「めざす姿」の実現に向けたさらなる取組の推進を図るため、令和3年度に「白井市第2次地域福祉計画」の中間見直しを行いました。

(1) 国の動き

①SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に「SDGs(持続可能な開発目標)」として17のゴールと169のターゲットが掲げられました。市としても「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められています。



②新しい生活様式への順応

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これからは「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染症対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。



(2) 地域共生社会の実現に向けた対応

①改正社会福祉法の趣旨を踏まえた体系の整理

平成29年の地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法により、地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備に努めることとされました。

市では、その趣旨を踏まえ「包括的な支援体制づくり」に関する事項について、本計画に新たに追加して取組を進める必要があります。

②市自殺対策計画策定を踏まえた体系の整理

平成28年の自殺対策基本法の一部改正により、平成31年に新たに策定した市の自殺対策計画について、本計画に新たに追加して取組を進める必要があります。

(3) 中間評価

①地域福祉に関する施策の評価

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により地域福祉活動の多くが中止に追い込まれる事態となりました。その結果、令和2年度の評価が平成31年度と比較して「悪化」に転じた取組は28項目となりました。今後は、コロナ禍における「新しい生活様式」に沿った活動方法を創意工夫し、これまでの活動を継続的に進めることが求められています。

◇第2次地域福祉計画の評価（地域福祉に関する施策）

基本方針	平成31年度		令和2年度	
		項目数		項目数
1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進(13項目)	A 順調に進んでいる	6	A 順調に進んでいる	3
	B 概ね進んでいる	4	B 概ね進んでいる	5
	C 一部遅れがある	2	C 一部遅れがある	3
	D 未実施	1	D 未実施	2
2 社会福祉事業の健全な発達の促進(9項目)	A 順調に進んでいる	6	A 順調に進んでいる	3
	B 概ね進んでいる	3	B 概ね進んでいる	2
	C 一部遅れがある	0	C 一部遅れがある	3
	D 未実施	0	D 未実施	1
3 地域福祉活動への市民参加の促進(13項目)	A 順調に進んでいる	6	A 順調に進んでいる	2
	B 概ね進んでいる	6	B 概ね進んでいる	5
	C 一部遅れがある	0	C 一部遅れがある	2
	D 未実施	1	D 未実施	4
4 避難行動要支援者に対する支援(10項目)	A 順調に進んでいる	4	A 順調に進んでいる	4
	B 概ね進んでいる	3	B 概ね進んでいる	1
	C 一部遅れがある	1	C 一部遅れがある	2
	D 未実施	2	D 未実施	3
5 生活困窮に対する支援(10項目)	A 順調に進んでいる	6	A 順調に進んでいる	6
	B 概ね進んでいる	1	B 概ね進んでいる	0
	C 一部遅れがある	0	C 一部遅れがある	1
	D 未実施	3	D 未実施	3

②個別計画に関する施策の評価

基本方針に位置づけのある各種個別計画については、新たな計画の策定や改定の際には本計画との整合を保ち策定・修正等を行っています。

◇第2次地域福祉計画に位置づけのある個別計画

基本方針	計画名	策定・改定日
1 健康づくり	○第3次しろい健康プラン（健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画、自殺対策計画）	令和3年6月
2 高齢者福祉	○第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3年3月
3 障がい者福祉	○障害者計画 2016-2025 中間見直し版 ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3年3月
4 子育て支援	○第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月
5 地域福祉	○「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組	令和4年3月（予定）

Ⅱ めざす姿 Ⅲ 戦略プラン Ⅳ 基本方針

II めざす姿

本計画でのめざす姿については、第1次計画の「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」が、今後も引き続きその実現を目指すべき目標像であることから、その考え方を踏襲することとします。

II-1 めざす姿

白井市地域福祉計画の推進を通じてめざす姿を、「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定め、この実現に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力し、本計画を推進していきます。

《めざす姿》

ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち

《計画愛称》

しろい支え愛プラン

II-2 基本的な考え方

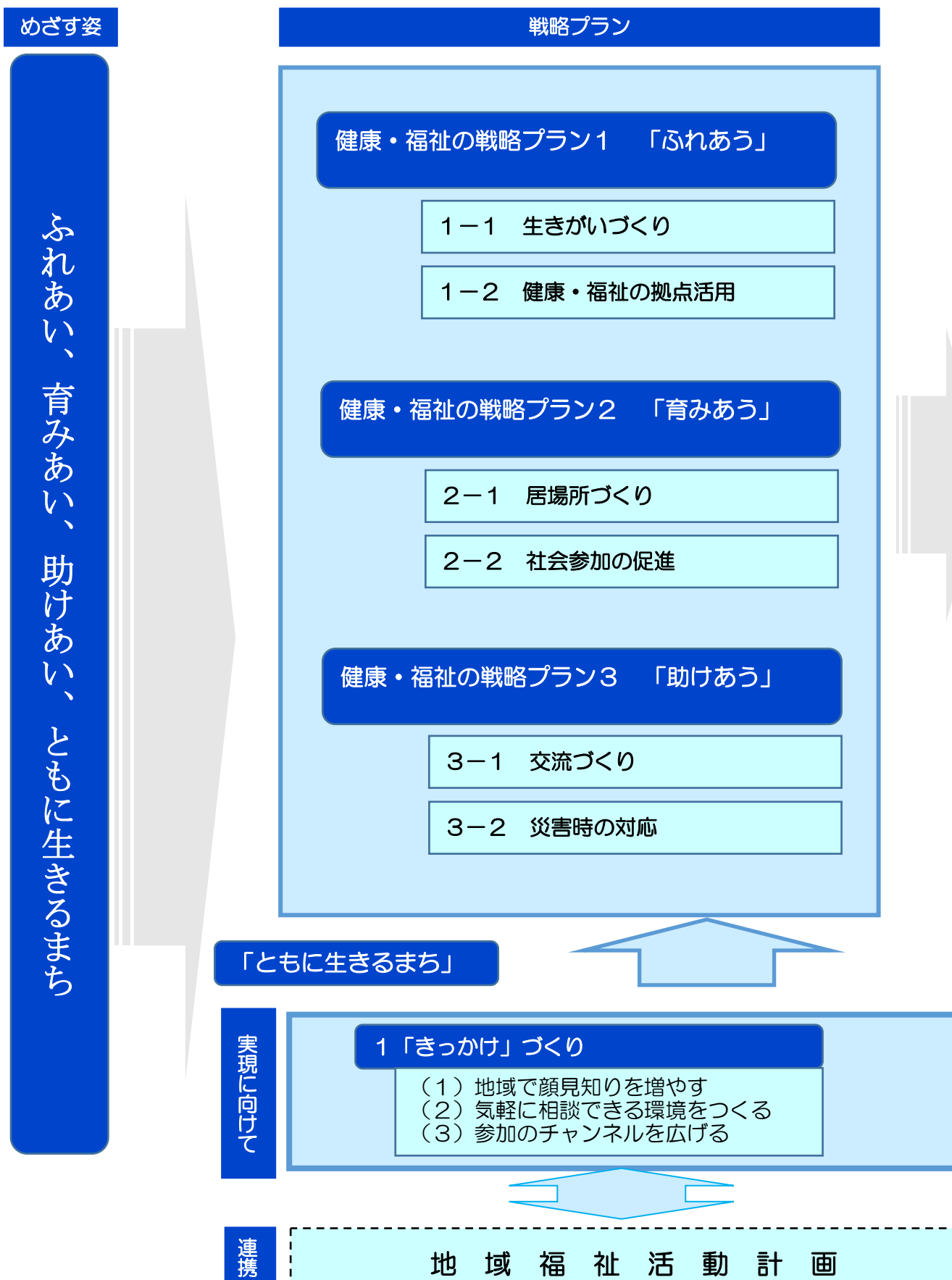
総合計画の基本理念（「安心」、「健康」、「快適」）を踏まえ、本計画の「めざす姿」を支える基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられることから、「めざす姿」は、本計画及び健康・福祉分野の各個別計画の実施により実現していきます。

- ◆「ふれあい」：本市の豊かな自然環境を生かし、人と自然、人と人がふれあうことで、「健康なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「育みあい」：一人ひとりの市民が、自立した生活を営み、地域の担い手として育みあい、「快適なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「助けあい」：多世代が交流し、地域で助けあう中で、自分らしい生活を実現・持続していける「安心なまち」をつくっていくことを目指します。
- ◆「ともに生きる」：市民・事業者・行政が連携・協力することで、支え合い、ともに生きる「快活なまち」をつくっていくことを目指します。

■計画の体系

本計画は、「めざす姿」の実現に向けて、次のような「戦略プラン」と「基本方針」、それらを推進するための「実現に向けて」で構成されています。



「実現に向けて」では、「地域福祉活動計画」と連携するとともに、健康・福祉分野の各個別計画を推進するにあたっての重要なポイントも示しています。

基本方針	関連するSDGs	個別計画
1 健康づくり		健康・福祉分野の各個別計画
(1) 生活習慣の改善 (2) ところとからだの健康づくり (3) 健康を支え、守るための社会環境の整備 (4) 食育の推進 (5) 歯科口腔保健の推進 (6) 自殺対策の推進 (R4~)		
2 高齢者福祉		
(1) 地域包括ケアシステムの構築 (2) 介護予防の充実 (3) 地域での生活の継続 (4) 持続可能なしくみづくり		
3 障がい者福祉		
(1) 地域での自立生活への支援の推進 (2) 社会参加の支援・促進 (3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進		
4 子育て支援		
(1) 母子の健康の保持・増進 (2) 地域における子育ての支援 (3) 心身の健やかな成長への環境整備 (4) 職業生活と家庭生活との両立促進 (5) 子どもの安全の確保 (6) きめ細やかな支援の取り組みの推進		
5 地域福祉 ※地域福祉については、本計画V地域福祉に関する施策で位置づけます。		
(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 (2) 社会福祉事業の健全な発達の促進 (3) 地域福祉活動への住民参加の促進 (4) 避難行動要支援者に対する支援 (5) 生活困窮者に対する支援 (6) 包括的な支援体制づくり (R4~)		

※SDGs（持続可能な開発目標）の説明は、19.20ページに記載

2 「関係」づくり	3 「担い手」づくり
(1) 関係が生まれる機会をつくる (2) 関係を育む輪をつくる (3) 地域どうしの関係をつくる	(1) 支え合いの意識を育てる (2) 多様な人々による取り組みをつくる (3) 励まし・応援する風土をつくる

地 域 福 祉 活 動 計 画

Ⅲ 戦略プラン

「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、本計画では、次のとおり戦略プランを定めます。

この戦略プランは、健康・福祉分野における戦略的に重要な方針であり、健康・福祉分野の各個別計画で横断的に連携しながら取り組むことで、市民・事業者・行政の協働により実現を図っていきます。

Ⅲ－１ 健康・福祉の戦略プラン１ 「ふれあう」

市民一人ひとりがふれあい、生きがいをもって生活するとともに、健康・福祉の拠点を活用する中で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

Ⅲ－１－１ 生きがいづくり

健康寿命の延伸や介護予防、生活習慣の改善、乳幼児と高齢者とのふれあいなどを通じて、生きがいづくりを進めます。

Ⅲ－１－２ 健康・福祉の拠点活用

市役所周辺をはじめ市内の医療・福祉施設などの拠点を、市民・事業者・専門家などが経験や知見などを蓄積していく場として活用していくことを進めます。

Ⅲ－２ 健康・福祉の戦略プラン２ 「育みあう」

地域で信頼関係などを育みあい、居場所を形成するとともに、社会参加を促進する中で、地域で活躍しながら快適に暮らせるまちづくりを進めます。

Ⅲ－２－１ 居場所づくり

身近な地域で集う小さな拠点の形成や就労の場・学習の場などの居場所づくりを進めます。

Ⅲ－２－２ 社会参加の促進

ライフステージなどに応じて地域活動に取り組むなど、市民一人ひとりが地域で活躍できる役割を見だし、社会参加が促されるように進めます。

Ⅲ－３ 健康・福祉の戦略プラン３ 「助けあう」

子どもから高齢者まで多様な世代が助けあい、日常的に交流するとともに、顔の見える関係を築く中で、災害時などにも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

Ⅲ－３－１ 交流づくり

各種のイベントや居場所・拠点など、さまざまな場面での出会いや知り合いが増えていく交流づくりを進めます。

Ⅲ－３－２ 災害時の対応

支援を必要とする人たちのプライバシーなどに配慮しつつ、災害時に必要な支援を受けながら避難し、安全を確保できるよう災害時の対応に向けた体制の整備を進めます。

IV 基本方針

健康・福祉分野の基幹計画である本計画では、「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、基本方針を定めます。

この基本方針は、各個別計画で定められる施策を展開していく際の基軸となる考え方であり、次の5つの分野を対象とします。

- 1 健康づくり
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 子育て支援
- 5 地域福祉

なお、「1 健康づくり」から「4 子育て支援」については、基本方針に基づき、健康・福祉分野の各個別計画で施策が策定されていますが、「5 地域福祉」の施策については、本計画で「V 地域福祉に関する施策」を掲載しています。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

○SDGs（エスディージーズ）(Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193カ国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

○「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

○本計画ではSDGsの目標を関連づけ、市民をはじめ多様な機関・団体等と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



17のゴール（目標）

①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）の関連事項

目標	詳細	健康 づくり	高齢者 福祉	障がい 者福祉	子育て 支援	地域 福祉
1 貧困をなくそう 	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。		●	●	●	●
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。	●	●	●	●	●
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。			●	●	●
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。			●	●	●
8 働きがいも経済成長も 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。			●	●	●
10 人や国の不平等をなくそう 	国内及び各国家間の不平等を是正する。			●	●	●
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		●	●	●	●
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。		●	●	●	
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。					●

IV-1 健康づくり



市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることを目指し、まち全体で健康づくりにつながるしくみや社会環境を整え、市民・地域・行政のみんなが互いに協力して健康づくりや、食育、歯科口腔保健の取組を推進し「健康寿命」を延ばします。

(1) 生活習慣の改善

正しい食生活や適度な運動、睡眠、飲酒・喫煙などの生活習慣の改善を継続し、望ましい生活習慣獲得のための情報提供や行動化を促す取組を充実させます。

また、高齢化が進行し生活習慣病になる市民の増加が予測されるため、健(検)診や、健康相談、生活習慣病予防教室などにより一人ひとりに合わせた情報提供を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を進めます。

(2) こころとからだの健康づくり

幼児期から健康的な生活習慣を身につけられるような情報提供と支援を充実し、成人期と高齢期の健康づくりや介護予防を進めます。また、ストレスに適切に対応するなど、市民の日々の生活が充実したものとなるよう、こころの健康を維持する取組を進めます。

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康な生活を営むためには地域での支え合いが重要であるため、地域のつながりを意識した健康づくりに取り組みます。また、休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持し、感染症対策を進めることで市民の健康を守ります。

(4) 食育の推進

食は命と健康、豊かな生活を支える源となるため、食育の重要性を積極的に市民に広め、ライフステージに応じた望ましい食生活や食を通じたコミュニケーションの大切さについて普及啓発を進めます。また、関係機関の協力を得て地産地消を推進し、心にも体にも健康的でおいしい食事がとれるようみんなで取り組みます。

(5) 歯科口腔保健の推進

歯と口腔はおいしく食べるために欠くことのできない役割を担い、会話を楽しみ豊かな表情を作ります。生活習慣病との関係が強いことから正しい歯科口腔保健に関する情報の普及・啓発を行い、セルフケアや定期健診により生涯を通じて食事をおいしく食べ、はつらつとした生活が送れるよう取り組みを進めます。

(6) 自殺対策の推進（中間見直しによる追加項目）

自殺は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」であり「防ぐことのできる死」であることを十分に認識した上で、情報の共有や地域におけるネットワークの構築など「生きることの包括的な支援」に市民と地域、行政などが互いに協力しながらみんなで取り組みます。

IV-2 高齢者福祉



介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保するとともに、要介護状態にならないための介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかで生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるしくみづくりを進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターが中心となり、地域や各種事業者などとの連携を進めます。その中で、生活支援の体制整備や医療と介護の連携、認知症施策などを行い、元気な状態でも介護が必要な状態でも、切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの構築を進めることで、いつまでも地域で暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

身近な地域で情報提供や相談、支え合いなどができ、気軽に集える「場」をつくとともに、そうした場を中心に日常生活から災害時までを幅広くカバーしあえる支え合いのしくみづくりを進めます。

(2) 介護予防の充実

幼児期からの健康づくりや介護予防に取り組むほか、成人や高齢期の市民が仕事や趣味、地域活動などを通じて、健康や生きがいを維持・増進することができる「生涯現役社会」の実現を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させることにより、より一層の介護予防を推進します。

(3) 地域での生活の継続

市民一人ひとりが、心身の状況や家族の状況などに応じて、自宅での介護や介護施設、高齢者向けの住宅などでの介護により、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めます。

(4) 持続可能なしくみづくり

地域での支え合い、介護予防、有効な介護サービスの利用により、個人・社会の費用負担を抑制する一方、地域における就業の場としての医療・介護、生活支援サービス事業の育成、地域での支え合いのしくみづくりなどを通じて、持続可能な高齢者福祉体制の構築を進めます。

IV-3 障がい者福祉



障害者基本法の理念を基にしながら、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域の実現を目指します。

(1) 地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、相談・情報提供体制の強化、権利擁護や障がい福祉サービスの拡充、支援施設の整備など、障がいの種別や程度などに応じた地域生活基盤の充実を目指します。

また、障がいがあっても健康に暮らせる、また病気の時にも適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

(2) 社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい児の保育・教育体制の整備・充実、障がいの種類や程度に応じた就労の支援・促進、その他様々な社会活動・地域活動への参加を進めます。

(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め理解を深め、支えあいの社会づくりを進めます。

また、障がいがあっても気軽に外出ができるよう、すべての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

さらに、災害時の円滑な避難誘導體制の構築など、地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯体制の整備を進めます。

IV-4 子育て支援



妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、子どもたちの安全確保、居場所づくり、障がいのある子どもやひとり親家庭などの子どもにあった配慮なども含めて、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目指します。

(1) 母子の健康の保持・増進

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開するとともに、子どもの生涯にわたる健康づくりに向けた健康教育の充実を目指します。また、子どもたちが適切な医療を受けられる体制づくりを進めます。

(2) 地域における子育ての支援

子育てにおける専門的な知識をもった人材の活用や、子育てに配慮した施設整備の促進などにより、子育て支援を推進するとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を目指します。

また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進め、子育て家庭どうしや、子育て家庭と地域との交流を促進し、地域ぐるみでの子育て支援の実施を目指します。

(3) 心身の健やかな成長への環境整備

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保だけでなく、子ども自身の相談、発達に関する悩み等に対応するため連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できる働きやすい環境づくりのための意識啓発等を行うとともに、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を進めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域環境の整備と防犯意識の啓発を図るほか、公共施設のバリアフリー化を推進します。

(6) きめ細やかな支援の取組の推進

障がいのある子の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援と虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

IV-5 地域福祉



すべての市民が、地域社会を構成する一員として、ともに支えあう関係づくりを進めるとともに、福祉サービスを必要とする市民が適切なサービスを受けられるしくみづくりを目指します。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

地域での見守りや相談体制を充実させるとともに、わかりやすい情報提供などを通じて、地域の中で孤立することなく、市民一人ひとりが、サービスが必要な場合には速やかに適切なサービスを受けられるしくみづくりを進めます。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

地域において必要となる様々な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者の参入を促進するとともに、地域住民や市民団体等によるサービス提供の取組に対する支援を行います。

(3) 地域福祉への市民参加の促進

市民が、教育や生涯学習、その他の日常生活の中で福祉の意識を高め、主体的な地域社会の構成員として、すべての市民が支えられ、支えあう関係の構築を目指し、福祉教育や福祉学習、あらゆる機会を捉えて人材の育成などを進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

災害時において何らかの支援が必要な市民を的確に把握するとともに、地域で訓練等を実施することで、災害時に円滑な援護活動が行われる体制づくりを進めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」で支援の手が差し伸べられていない生活困窮者に対し、関連機関や地域などと連携することで、必要な支援が届けられるしくみづくりを進めます。

(6) 包括的な支援体制づくり（中間見直しによる追加項目）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する属性や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制づくりを進めます。

V 地域福祉に関する施策

V 地域福祉に関する施策

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

①相談支援体制の整備

市役所や保健福祉センター、市社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、既存の相談窓口の周知と利用促進を進めるほか、小学校区ごとの活動拠点整備と合わせて、地域の中で気軽に相談できる場を設置するなど、多様な相談窓口の設置を進めます。

また、相談内容に応じて必要な専門機関等に速やかにつなぐための体制など、相談が有効な支援に結びつくためのしくみづくりを行います。

②わかりやすい福祉情報の提供・共有

わかりやすい福祉情報の提供・共有を進めることで、市民自らの福祉力の向上や、福祉サービス・施設の適切な利用を促進します。

また、市民や地域が、福祉の課題を的確に把握し、解決に向けて行動していくことができるよう、必要な情報の把握と提供を進めるとともに、市民や地域による主体的な福祉課題の把握のための活動等を支援し、相互に情報を共有していきます。

③必要なサービスが提供されるしくみづくり

小学校区ごとに地域福祉の活動拠点を整備するとともに、地域福祉コーディネーターを配置することで、市や地域包括支援センター等と連携しながら、地域包括ケア推進会議等を中心として、支援が必要な人に必要なサービスが適切に提供されるしくみづくりを進めます。また、福祉に携わる人材の専門性を高めるための研修等の充実することで、資質の向上を目指します。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

①地域福祉サービスの参入促進

地域において必要な福祉サービスが提供されるよう、民間サービス事業者等の参入を促進します。また、市民活動団体やNPO法人などによる地域福祉サービス事業の立ち上げや、事業運営に対する支援などを行います。

②福祉・保健・医療と生活関連分野との連携強化

市役所周辺の新たな病院・福祉サービス施設の整備を契機として、市内全域で福祉・保健・医療の各分野と日常生活関連サービス事業との連携を強化することで、多様なサービスが提供される基盤づくりを進めます。

③社会福祉協議会等との連携強化

地域福祉サービスの中核を担う社会福祉協議会や、その他の福祉サービスを提供する事業者との連携を強化し、これらの組織が、福祉推進の中心的な組織として地域福祉に貢献しながら発展できるよう、環境づくりを行います。

(3) 地域福祉への市民参加の促進

① NPO法人・ボランティア団体の活性化支援

市民が、自身の興味や必要に応じて様々な地域活動・市民活動に参加することで、地域における支えあい関係をつくる機会を拡充していくため、ボランティアセンターや市民活動推進センターを中心に、NPO法人・ボランティア団体の育成・支援を充実していきます。

これらの活動を広く紹介するとともに、同種・異種の活動団体・人材間で課題を共有し、解決に向けての情報交換を活発化するなど、多様な交流の機会を充実していきます。

② 地域福祉を担う人材の育成・確保

より多くの市民が、地域福祉を支えるボランティアや、各分野の知識や技術を有した人材として活躍していけるよう、市社会福祉協議会等との連携により、各種研修・講座を充実します。

地域福祉活動のリーダーや、地域の世話役となる人材の養成・確保を支援するとともに、これらの人材と連携して、市及び地域の課題や福祉ニーズを受け止め、その解決に向けての取組をコーディネートする人材（地域福祉コーディネーター）を養成し、小学校区ごとに配置します。

③ 地域福祉に関する協力連携の拡充

既存の地域ぐるみネットワークなどを中心として、小学校区を単位として地域福祉や地域のまちづくりなどに関わる市民、団体、事業者などが、横断的に連携しながら、地域福祉の向上に向けて取り組む協力・連携体制の構築を進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

① 避難行動要支援者の避難支援体制の確立

小学校区ごとに関係機関（自治会、民生委員、消防団・自主防災組織、学校、福祉施設・事業所等）の連携による避難支援体制の整備を進めるほか、市民が日ごろから避難行動要支援者の支援を前提に防災・減災に備えることができるよう、避難行動要支援者の避難を支援する個別計画の策定を進め、避難に必要な情報の共有化、避難訓練等を行います。

② 避難行動要支援者情報の適切な活用

地域の中での援護体制をつくるため、援護が必要な市民の庁内での情報集約・整備・管理を行うとともに、避難行動要支援者本人の同意の上で、民生委員、自治会等の援護を担う人材・組織と共有します。

避難行動要支援者情報は、適切に管理し、市と民生委員及び当事者・家族又は代理人（民生委員、自治会長等）の判断の上で、必要に応じて日ごろの見守り等に活用します。

③避難行動要支援者に対する実地避難訓練の実施

災害時や緊急時に実際に動ける実践的な体制をつくるため、実地訓練等を実施し、これを地域住民どうしの親睦や立場の違う地域住民どうしの相互理解の場としても活かします。また、わかりやすい避難行動要支援者の避難支援マニュアルの作成や、市民の救急救命講習受講等を促進するなど、緊急時に援護可能な人材の拡充に努めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり

関係機関や地域との連携により、生活困窮者を早期に発見し、早期から支援できる体制づくりを進めます。

②自立支援対策の充実

生活困窮者を支援するため、面接や電話、訪問等による自立相談や住居確保給付金などを実施するほか、就労支援、地域の見守りによる孤立防止などの対策を実施します。

また、生活困窮者に対する支援制度についての周知・啓発を推進します。

③子どもや若者に対する支援の充実

子どもや若者が将来的に困窮に陥らないようにするため、関係機関などと連携しつつ悩み相談や学習支援を行い、子どもを見守るしくみづくり、自立支援対策、孤立防止対策を進めます。

(6) 包括的な支援体制づくり（中間見直しによる追加項目）

①包括的な相談支援

介護・障がい・子ども・困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援を行います。

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制づくりを進めます。

長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人に対するアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

②参加支援

既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源をつなぐなど、社会とのつながりを作るための支援を検討します。

③地域づくりに向けた支援

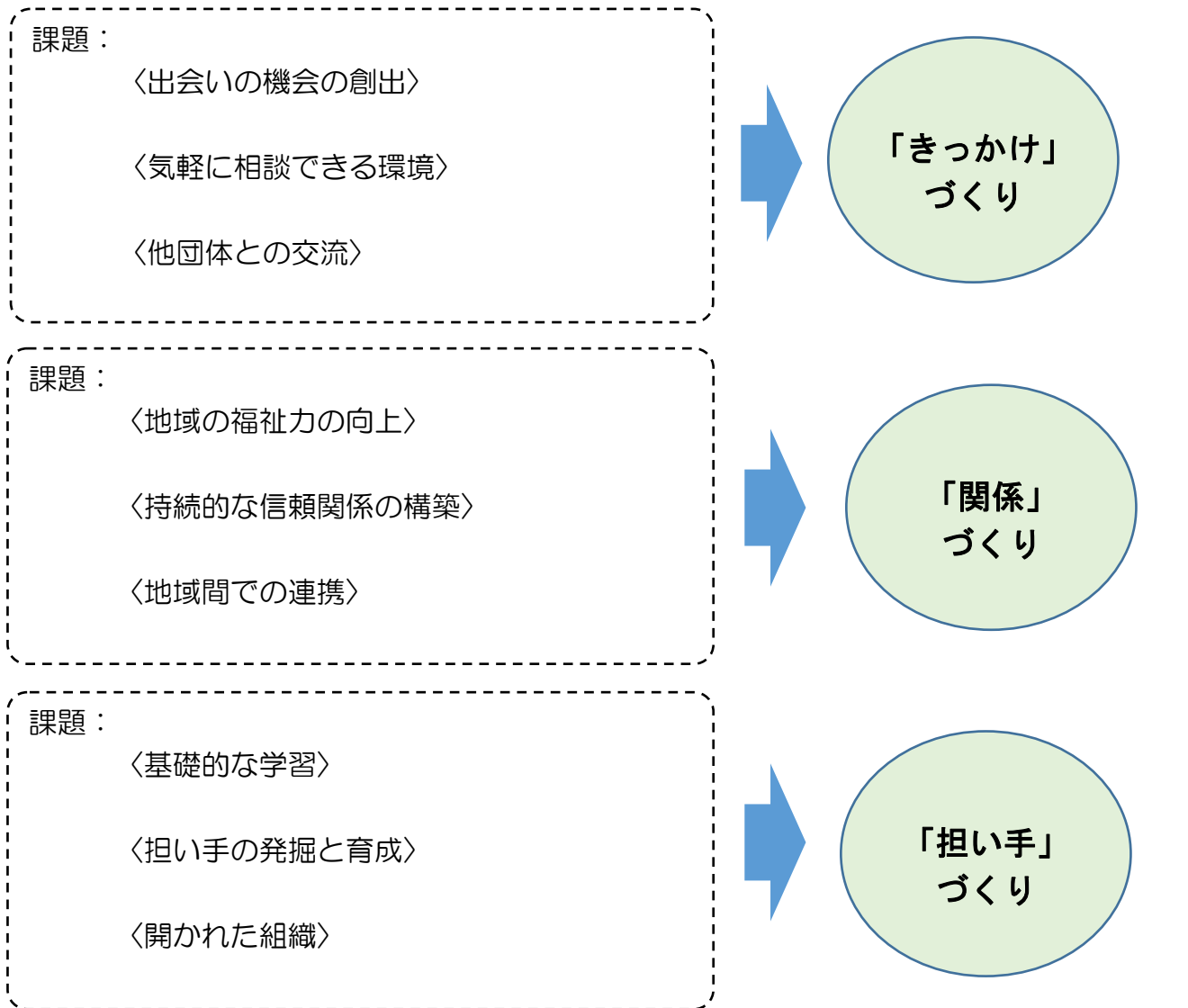
介護・障がい・子ども・困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行います。

VI 実現に向けて

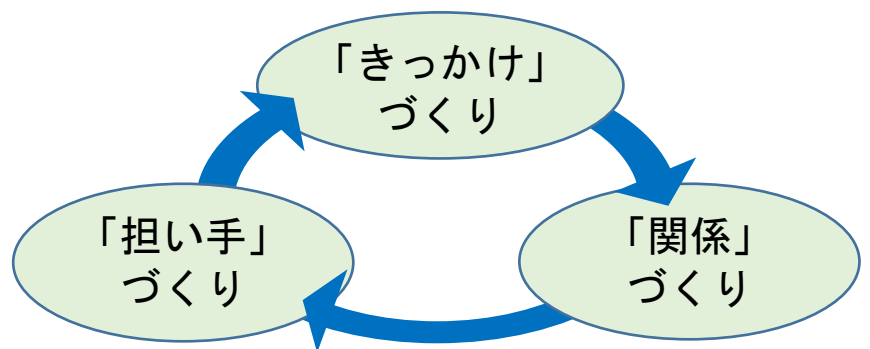
VI 実現に向けて

「基本方針」にもとづき各個別計画での施策を展開していく際には、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要です。

協働して取り組むにあたり、現場での課題やニーズ等を踏まえ、実現に向けて次の3つを念頭に置いて計画の推進を図っていきます。



これらの3つを相互に関連させ循環させながら、『地域福祉活動計画』と連携して実現を図ります。



VI-1 「きっかけ」づくり

すべての市民が地域コミュニティの一員として出会い参加する機会や場が身近な地域で形成され、地域福祉活動の多様なきっかけが生まれるように進めていきます。

(1) 地域で顔見知りを増やす

課題：〈出会いの機会の創出〉

近隣の住民どうしがお互いの名前も知らない、あいさつを交わすことも少ないといった状況が広がっており、地域での出会いや交流の機会が求められています。

地域での知人や友人を増やすことで、人的なつながりが広く形成されるとともに、地域の課題の解決にもつながっていくように進めていきます。

例えば、ご近所でのあいさつの励行や高齢者世帯への買い物支援、子どもたちによるゴミ出しなど、日常生活での身近な地域でのつき合いを通じて、地域で顔見知りを増やしていきます。

(2) 気軽に相談できる環境をつくる

課題：〈気軽に相談できる環境〉

困難や課題などを抱えていても、誰に相談していいかわからない（どのように相談にのればいいかわからない）といった状況のなか、気軽にいつでも相談できる環境を創り出すことが求められています。

日常的に近隣の住民どうしで気軽に話し合える機会を生み出すことで、個人や家族で抱えている困難な状況について地域で孤立することなく支え合えるようなつながりをつくっていきます。

例えば、身近な単位で趣味などの小さな集まりを開催することや健康・福祉に関する施設や事業者、市の相談事業などを紹介し合うことなどを通じて、気軽に相談できる環境を形成していきます。

(3) 参加のチャンネルを広げる

課題：〈他団体との交流〉

福祉の活動、環境の活動など市民によって活発に取り組まれているものの、テーマや団体ごとに縦割りになっている傾向も見受けられ、他の活動団体やグループとの交流が求められています。

さまざまな機会を通じて多様な主体の交流を育むことで、地域福祉の活動領域の裾野が広がるように進めていきます。

例えば、環境やまちづくりなど地域福祉に関する活動以外の場にも参加してみることやユニークな取組などの紹介などを通じて、興味や関心を喚起し参加のチャンネルを広げていきます。

VI-2 「関係」づくり

市民どうしで支え合い、豊かに暮らしていける信頼や互助を育み維持していく関係が多層的に形成されるように進めていきます。

(1) 関係が生まれる機会をつくる

課題：〈地域の福祉力の向上〉

真剣に議論しながら地域の課題に対応していくことは取り組まれているものの、そうした活動や話し合いなどを通じて、さらに協力関係などが深まり、地域の福祉力が向上していくことが求められています。

地域や活動を通じて出会った人どうしの間に楽しみながら信頼関係や協力関係が生まれるような機会を意識的につくり、地域での関係づくりを促します。

例えば、健康診査などでの母親どうしの出会いや先輩シニアによる介護予防の勉強会、子どもと高齢者との触れ合いづくりなど、多世代が交流することで豊かな関係が生まれる機会をつくっていきます。

(2) 関係を育む輪をつくる

課題：〈持続的な信頼関係の構築〉

時間をかけて協力しながら取り組んでいく課題も多いことから、持続的に信頼関係などを育てていくことが求められています。

信頼関係や協力関係の輪が広がり、さまざまな人と接するなかで地域の受容性も深まることで、関係が育まれ持続していくように進めていきます。

例えば、住宅・就労の紹介など自立生活のサポートや子どもたちへの学習支援、災害時に支援が必要な人たちへのサポートなどを通じて、地域で支え合う関係を育む輪を広げていきます。

(3) 地域どうしの関係をつくる

課題：〈地域間での連携〉

地域で発生する多様な課題に対応するために、地域どうしで協力連携することが求められています。

各地域の個性や長所を尊重し合い補完し合うなかで、地域どうしの信頼関係や協力関係へと発展していくように進めていきます。

例えば、近隣の自治会・町内会どうしが協力して行う活動や小学校単位での活動、市民が集う場所の確保などを通じて、新たな出会いを生み出し地域どうしの関係を形成していきます。

VI-3 「担い手」づくり

市民一人ひとりが地域で活躍し、コミュニティの大切な担い手として認め合い尊重されるなかで、担い手の裾野が広がり新たな担い手が育つように進めていきます。

(1) 支え合いの意識を育てる

課題：〈基礎的な学習〉

サポートしようと思っけていても、どのようにサポートすればいいのかわからないといった声も多く、サポートを求めている人の現状や自分にできること等の基礎的な学習が求められています。

学習などを通じて、障がい者や高齢者、幼児などへのサポートの仕方などを身に付けるとともに、地域には多様な人々が暮らしていることを学び、支え合いの意識が醸成されるように進めていきます。

例えば、小中学校の福祉教育をはじめ、市の出前講座や白井市民大学など、子どもから高齢者までさまざまな機会を活用して介護や障がい、社会的孤立の実態などについて学んだり、手話や点字等のコミュニケーション支援などを通じて、支え合いの意識を育てていきます。

(2) 多様な人々による取組をつくる

課題：〈担い手の発掘と育成〉

福祉団体や自治会などにおいて担い手の高齢化が進むなか、さまざまな活動や取組を通じて新たな担い手の発掘と育成が急務になっています。

いつでも、どこでも、誰でも参加できるように、地域福祉の取組の「間口」を広げ、「敷居」を下げることでさまざまな人々の参加を促し、取組の幅とともに担い手の幅が広がるように進めていきます。

例えば、消防団や農家、地元商工業者等と連携して地域の人材を発掘したり、地域福祉コーディネーターを拡充・育成することなどを通じて、多様な人々による取組を創り出していきます。

(3) 励まし・応援する風土をつくる

課題：〈開かれた組織〉

担い手が無理なく気持ちよく地域福祉の活動に取り組めるように、これまでの良い点は継承しつつも、組織の体質の点検や見直しなども求められています。

子どもから高齢者まで地域での自分の役割（自分にできること）を見出し、それに取り組む人々を励まし・応援していく地域づくりを進めていきます。

例えば、地域福祉活動に貢献した団体・個人の顕彰や市民活動団体等への助成、障害のある人の就労や福祉に理解のある「人にやさしい産業」の育成などを通じて、励まし・応援するしきみを形成していきます。

資料編

資料編

1 改正社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- ②地域住民等自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- ③生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者、その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 本計画で使う主な用語

市民：市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体のことをいう。

地域：市内で、市民の生活行動、住民自治、福祉活動等が展開するエリア又はこれを運営する主体のことをいう。自治会、学区、地区社会福祉協議会など。

住民：地域での生活の主体としての市民（個人・家族）のことをいう。

事業者：社会サービス事業者や商工業、農業に携わる人など。

福祉：すべての地域住民が健やかに安心して日常生活を営み、自分らしい心豊かな人生を送ることができるよう支える共助・公助による活動・事業のことをいう。

自助：市民（個人・家族等）が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力とその行動のことをいう。

共助：自助ではできないことを、地域・民間で補うことをいう。隣近所や自治会など、地域社会における互助（相互扶助）から、NPO法人・ボランティア団体を介した助け合い活動やサービス、社会福祉協議会を中心とする事業やサービスまで幅広い。

公助：地域・民間でもできないことを支える公的な体制やサービスをいう。

コミュニティ：同じ環境や目的で結ばれた市民が形成する集団や組織のことをいう。

協働：市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、それぞれの主体性を尊重して信頼関係を築き、相互に補完し、協力することをいう。

民生委員：民生委員・児童委員のこと。日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを安心して相談できる地域のボランティア（「非常勤の特別職の地方公務員」）をいう。

福祉関係団体：ボランティア登録団体をはじめ、福祉活動を行う団体・グループ及び障がい者団体等の福祉サービス利用者団体のことをいう。

地域福祉コーディネーター：地域福祉の推進に向けて、地域課題や福祉ニーズを受け止め、その解決に向けて、様々な取組を調整したり、地域のネットワークづくりを進めたりする者のことをいう。

3 中間評価

■地域福祉に関する施策（平成31年度～令和2年度）

評価の凡例 順調に進んでいる：A、概ね進んでいる：B、一部遅れがある：C、未実施：D						
	基本方針	施策	事業名	取組項目	評価	
					H31	R2
ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち	(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進	①相談支援体制の整備	既存窓口の周知・利用促進	保健福祉ガイドブックの発行	A	A
				周知方法の検討	C	C
			身近な相談窓口の設置	民生委員・児童委員活動への支援	A	B
				地区社会福祉協議会での相談窓口設置の推進	A	A
		相談内容に応じた連携体制の整備	庁内の横断的な連携体制の推進	B	B	
		②わかりやすい福祉情報の提供・共有	福祉サービス・施設の情報提供	保健福祉ガイドブックの発行（再掲）	A	A
				周知方法の検討（再掲）	C	C
			福祉課題・情報の共有	地域ぐるみネットワーク会議等の開催	B	B
				高齢者の地域ケア会議の運営	B	B
		③必要なサービスが提供されるしくみづくり	地域福祉の活動拠点整備	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金の交付	A	B
				地域福祉にかかる地区担当職員の配置	D	D
			福祉人材資質向上の推進	市民大学のプログラムの充実・周知	A	D
	各種ボランティア養成講座の開催			B	C	
	(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進	①地域福祉サービスの参入促進	民間サービス事業者の参入促進	地域ぐるみネットワーク会議への参加促進	B	C
				高齢者見守り事業への参加促進	A	A
			新たなサービスや活動の開発支援	新たなサービス実現への支援	A	C
		②福祉・保健・医療と生活関連分野との連携強化	福祉・保健・医療事業者の連携強化の支援	多職種連携研修の実施	A	D
				高齢者の地域ケア会議の運営（再掲）	B	B
			③社会福祉協議会等との連携強化	社会福祉協議会への支援	社会福祉協議会運営支援補助金の交付	A
		日常生活支援総合事業の委託			B	C
		地区社会福祉協議会への支援		地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金の交付（再掲）	A	B
	地区社会福祉協議会への活動支援補助金の交付	A	A			
	(3) 地域福祉活動への市民参加の促進	①NPO法人・ボランティア団体の活性化支援	市民団体等の育成支援や多様な交流の機会の充実	サロンの代表者会議の開催	A	D
				しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	B	B
				市民団体活動支援補助金による助成	A	A
		②地域福祉を担う人材の育成・確保	地域福祉コーディネーターの養成・配置	地域福祉にかかる地区担当職員の配置（再掲）	D	D
生活支援コーディネーターの配置				A	B	
人材育成のための講座の充実			各種ボランティア養成講座の開催（再掲）	B	C	
			市民向けコーディネーター講座の開催	B	B	
			市民大学のプログラムの充実・周知（再掲）	A	D	
③地域福祉に関する協力連携の拡充		地域連携体制の構築	地域ぐるみネットワーク会議等の開催（再掲）	A	B	
			子育て世代包括支援センターの設置	B	A	
	まちづくり協議会設立への支援	小学校区ごとの意見交換会等の開催	B	C		
		モデル小学校区によるまちづくり協議会の支援	A	B		
		既存地域ぐるみネットワーク会議との調整	B	D		

評価の凡例 順調に進んでいる：A、概ね進んでいる：B、一部遅れがある：C、未実施：D

	基本方針	施策	事業名	取組項目	評価	
					H31	R2
ふれあい、 育みあい、 助けあい、 ともに生きるまち	(4) 避難行動要 支援者に対する 支援	①避難行動要支援者の避難支援体制の確立	避難支援体制の整備	防災倉庫や備蓄物資の点検、情報提供	A	A
				防災マップや防災マニュアルの整備、情報提供	A	A
		②避難行動要支援者情報の適切な活用	避難行動要支援者名簿の共有	要支援者情報の活用手法の周知、登録促進	B	A
				要支援者情報の共有、活用	C	C
			避難支援プラン（個別計画）の策定	避難支援プラン（個別計画）の策定	A	A
				救急医療情報キットの配布	A	B
		③避難行動要支援者に対する実地避難訓練の実施	緊急時の援護可能な人材の拡充	救命救急講習の受講促進	B	D
				ボランティア養成講座の開催（再掲）	B	C
			避難支援訓練の実施	避難訓練の実施	D	D
		地域防災体制の支援		D	D	
	(5) 生活困窮者に対する支援	①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり	庁内各課との連携体制の構築	庁内連携体制の推進	A	A
				地域団体との連携	D	D
		②自立支援対策の充実	自立支援相談の実施	生活困窮者の複合的な課題を包括的に対応する窓口の設置	A	A
				住宅確保給付金による支援	A	A
				就労支援対策の推進	A	A
		③子どもや若者に対する支援の充実	子どもの学習・生活支援体制づくりの実施	学習・生活支援体制の確立	D	D
				教育相談の実施	A	A
			子どもの居場所づくりの支援	学習・生活支援体制の確立（再掲）	D	D
				学童保育施設の適切なサービスの提供	A	A
放課後子ども教室の運営				B	C	
R2評価(55項目中) A：18項目、B：13項目、C：11項目、D：13項目						
H31評価からの変化(55項目中) 良好(A→A、B→A)：18項目 変化なし・一部改善(B→B、C→B、C→C)：9項目 悪化(A→B、A→C、A→D、B→C、C→D)：28項目						

4 健康福祉関連の個別計画等

(1) 第3次しろい健康プラン

区分	内 容		
計画の性格・目的等	<p>●全市民を対象とし、市民が心身ともに健康で充実した生活が送れることをめざす。</p> <p>●健康づくりに関連する「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」「自殺対策計画」の4つを一体的に策定した市の健康づくりに関する総合的な計画で、今後の市の健康づくりの方針を明らかにし、具体的に展開する道筋を示す。</p>		
計画期間	令和4年度～平成8年度		
基本方針	自分らしく元気に みんなで力を合わせる健康づくり		
到達目標	健康寿命を伸ばす		
	第2次計画策定時 (平25年10月1日現在)	現状値 (平成29年10月1日現在)	第3次計画目標値 (令和5年10月1日時点)
	男性：79.9歳	男性：80.7歳	男性：81.3歳
	女性：83.0歳	女性：83.8歳	女性：84.4歳
計画の体系と施策の方向性	<p>I 健康増進計画 (めざす姿：いきいき元気！ 未来につなげる健康づくり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣の改善 2. 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上 3. 生活習慣病の発症予防と重症化の予防 4. 健康を支え、守るための社会環境の整備 <p>II 食育推進計画 (めざす姿：いっしょに食べよう 心も体もおいしい食事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食と健康づくりの推進 2. 食を通じたコミュニケーション 3. 食育を推進するための食環境の整備 <p>III 歯科口腔保健推進計画 (めざす姿：歯でつくる 食べる楽しみ はつらつ生活)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科口腔保健の意識と生活習慣の改善 2. 歯科疾患の予防 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持獲得 4. 定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 <p>IV 自殺対策計画 (めざす姿：誰も自殺に追い込まれることのない白井市の実現)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 市民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 		

(2) 第8期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

区分	内容
計画の性格・目的等	<p>● 白井市における今後の高齢化の進行を見通し、介護保険制度の改正に対応しながら、将来に向けて市民が希望を持って心豊かな高齢期を築いていけるよう、目指すべき地域像を展望し、その実現に向けて今後3年間で取り組んでいくべき施策を明らかにする。</p>
計画期間	令和3年度～令和5年度
スローガン(基本理念)	目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン
基本目標	地域で支える高齢化
目指す将来像	<p>■ 令和22年の白井市の高齢者像・地域像</p> <p>【積極的な介護予防と社会参加】若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎える日頃からウォーキングや楽トレ体操などの介護予防に積極的に取り組んでいます。高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に組み込み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。</p> <p>【地域での支え合い】隣近所、地域の住民同士で見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域で支え合うまちになっています。地域活動や商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の支援などが確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。</p> <p>【自分らしい生活の継続】医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。自宅での生活を基本としながら、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。</p> <p>【持続可能なまち】介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。医療・介護・障がい福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。</p>
計画の体系	<p>I 地域包括ケアの推進</p> <p>1. 地域包括ケアシステムの強化 2. 相談体制・権利擁護の推進</p> <p>II 介護予防と社会参加の推進</p> <p>1. 介護予防の推進 2. 高齢者の社会参加</p> <p>III 在宅生活への支援</p> <p>1. 日常生活における支援 2. 安全・安心な体制づくり</p> <p>IV 介護保険事業の効果的な運営</p> <p>1. 介護保険サービスの推進 2. 適正なサービス利用・提供の推進</p> <p>3. 健全な介護保険会計の運営 4. 持続可能な事業運営に向けて</p>

(3) 白井市障害者計画（中間見直し版）

区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ● 白井市の障がい者のための施策の基本的な事項を定める。 ● 「障害者虐待防止法」の制定、「障害者総合支援法」の改正、「障害者優先調達推進法」の制定、「障害者差別解消法」の制定等、近年の法制度の変化に対応する。
計画期間	平成 28 年度～令和 7 年度
計画の目標像	障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり
計画の体系	<p>《基本目標 1》地域での自立生活への支援の推進 住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。</p> <p>《基本目標 2》社会参加の支援・促進 地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。</p> <p>《基本目標 3》快適で人にやさしいまちづくりの推進 誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。</p>
重点取組	<p>① 相談支援体制の充実 障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。</p> <p>② 地域生活基盤の整備の推進 障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。</p> <p>③ 防災対策の推進 市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。</p>

(4) 白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

区分	内容	
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●白井市における「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定する計画。 ●「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、近年の法制度の変化に対応する。 	
計画期間	令和3年度～令和5年度	
基本理念	障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における生活の維持及び継続の推進 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 福祉施設から一般就労への移行等 (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組 (5) 発達障害者等支援の一層の充実 (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 (7) 障害者による文化芸術活動の推進 (8) 障害福祉サービスの質、福祉人材の確保 	
成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	項目	R5年度目標値
	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	2人
	福祉施設入所者の削減	1人
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	項目	R5年度目標値
	保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	項目	R5年度目標値
	地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年1回
	(4) 福祉施設から一般就労への移行	
	項目	R5年度目標値
	令和5年度の年間一般就労者数	20人
	令和5年度末の就労移行支援事業利用者数	30人
	令和5年度末の就労継続支援A型事業利用者数	31人
	令和5年度末の就労継続支援B型事業利用者数	72人
	就労定着率8割以上の就労定着事業所の割合	70%
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
	項目	R5年度目標値
	児童発達支援センター設置数	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所数	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	設置	

区分	内 容	
成果目標	(6) 相談支援体制の充実・強化等	
	項目	R5年度目標値
	令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	確保
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
	項目	R5年度目標値
	令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	確保

(5) しろい子どもプラン（第2期白井市子ども・子育て支援事業計画）

区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「次世代育成支援地域行動計画」、「母子保健計画」、「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策」の計画等の役割を持つ計画。 ●「子どもの視点に立った、子どもが健やか成長することのできる社会の実現」をめざし、市民・地域・市が協働により市全体で子育てを支え、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とする。
計画期間	令和2年度～令和6年度
めざすまちの姿	子育てしたくなるまち
施策の展開	<p>I 子ども・子育て支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・保育の提供区域の設定 2. 教育・保育の量の見込み、確保方策 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 <p>II 次世代育成支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親子の健康の保持・増進 2. 地域における子育ての支援 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4. 職業生活と家庭生活との両立の推進 5. 子どもの安全の確保 6. 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進 <p>III 白井市母子保健計画</p> <p>目標A 切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策</p> <p>目標B 学齢期・思春期から成人期に向けた保健対策</p> <p>目標C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり</p> <p>重点目標 1 育てにくさを感じる親に親に寄り添う支援</p> <p>重点目標 2 妊娠期からの児童虐待防止対策</p> <p>IV 新・放課後子ども総合プラン行動計画 策定予定（令和3年度）</p> <p>V 子どもの貧困対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の支援 2. 生活の支援 3. 経済的支援 4. その他

(6) 避難行動要援護者避難支援プラン

区分	内容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を踏まえ、白井市における避難行動要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにしたもの。 ●自助・地域（近所の）共助、及び市における公助と連携して、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的に策定。
策定年月	令和2年1月
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> I 避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲 II 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法 <ul style="list-style-type: none"> 1. 名簿の種類 2. 名簿に掲載される個人情報の範囲 3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法 4. 名簿情報の更新及び修正 III 避難支援等関係者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難支援等関係者の範囲 2. 避難支援等関係者の安全確保 IV 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域と市における避難支援体制 2. 名簿の提供 3. 安否確認体制の構築 4. 個別避難支援プランの作成（個別計画） 5. 避難行動要支援者の避難場所 V 避難行動要支援者名簿の受領・更新手順 VI 名簿情報の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 1. 名簿情報の共有と活用 2. 個人情報の保護 VII 避難施設における支援 VIII 関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉協議会 2. 福祉施設等（福祉避難所（二次）） 3. 民間企業等 IX 普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域住民の防災意識の啓発 2. 防災訓練等の実施

(7) 第4次白井市地域福祉活動計画

区分	内容
計画の性格・目的等	<p>●市民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力をして策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。</p> <p>●策定にあたっては市の地域福祉計画との整合を図る一方、計画の推進にあたっては実務者レベルでの連携・協働に努めることとしている。</p>
計画期間	平成29年度～令和3年度
私たちのめざす姿	地域みんなの支えあいで誰もが、その人らしくいきいきと安心して暮らせるまち白井
私たちの方針	白井市の社会福祉協議会グループは、人と人とがふれあい、育みあい支えあう地域づくりをめざします。また、地域住民や関係機関と協働し、様々な生活支援活動を推進します。
私たちのプラン	<p>(1) 私たちのプラン</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 積極的に情報を取得しよう 困ったことがあれば何でも相談しよう ② 地域つながり合い活動に積極的に参加しよう ③ さまざまな団体と交流や連携をはかろう ④ みんなが集う居場所をつくろう ⑤ 孤立させない、安心して暮らせる仕組みを一緒につくろう ⑥ 住民のみんなで支えあい、助けあう活動をつくろう <p>(2) 「白井市第2次地域福祉計画」との連携</p> <p>「白井市第2次地域福祉計画」の「実現に向けて」で掲げる3つのテーマである①「きっかけづくり」、②「関係づくり」、③「担い手づくり」を念頭に入れてアプローチし、私たちのプランを達成できるよう行動していきます。</p>

5 委員名簿及び委員会要綱

(1) 策定等委員会

①白井市附属機関条例

(平成 24 年 12 月 28 日／最終改正 平成 28 年 12 月 20 日 一部未施行)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市地域福祉計画策定等委員会	(1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。 (2)白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)社会福祉事業者の代表者 (3)民生委員・児童委員 (4)公共的団体等の代表者 (5)市民	15人以内	3年

②委員名簿

令和3年6月1日現在

	役職	氏名	所属団体等
1		伊藤 忠昭	白井市校長会
2		入江 富士子	白井市ボランティア連絡協議会
3		岩田 明子	白井市高齢者クラブ連合会
4		遠田 良次	白井市民生委員児童委員連絡協議会
5		久保 直哉	社会福祉法人 フラット
6		黒添 誠	白井市自治連合会
7		小西 明彦	市民公募
8		柴 沙智江	白井市男女共同参画推進会議
9		白石 芳朗	白井市心身障害者福祉連絡協議会
10	委員長	高尾 公矢	学識経験者(聖徳大学)
11		根本 敦子	市民公募
12	副委員長	松本 千代子	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会
13		森谷 哲郎	公益社団法人 印旛市郡医師会
14		山口 善弘	白井市商工会
15		渡辺 正明	社会福祉法人神聖会 特別養護老人ホーム 菊華園

(敬称略、委員は50音順)

6 中間見直し版策定の経過

(1) 中間見直し版策定の経過

実施時期	実施事項	内 容
令和3年		
6月29日(火)	地域福祉計画等策定等委員会(第1回)	○計画の中間見直しについて (策定方針・スケジュール) ○包括的支援体制づくりについて
8月5日(木)	福祉部 健康子ども部部課長会議	○計画の中間見直しについて(方向性の決定)
8月27日(金)	行政経営戦略会議	○計画の中間見直しについて(方向性の決定)
11月8日(月)	地域福祉計画等策定等委員会(第2回)	○計画の中間見直し(素案)について ○「地域福祉に関する施策」にかかる取組について
11月15日(月)	福祉部 健康子ども部部課長会議	○計画の中間見直し(素案)について
12月15日(水) ～ 1月14日(月)	計画素案のパブリックコメントの実施	目的：白井市第2次地域福祉計画の中間見直し版(素案)を広く市民に公表し、意見を募集する。 対象：市内在住、在勤、在学者及び市内に事業所等を有する法人・団体 公表方法：広報しろい、市ホームページ及び情報公開コーナー、社会福祉課窓口、図書館、西白井複合センター、西白井コミュニティプラザ、白井駅前センター、桜台センター、富士センター、公民センター、白井コミュニティセンター、福祉センターの窓口に素案を設置。 意見件数：0件
2月28日(月)	地域福祉計画等策定等委員会(第3回)	○計画の中間見直し(案)について ○「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組について

白井市第2次地域福祉計画（しろい支え愛プラン）

平成29年度～令和7年度

中間見直し版 令和4年3月発行

編集・発行 白井市 福祉部 社会福祉課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

電話：047-492-1111（代表）

FAX：047-492-3033

e-mail：syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ：<https://www.city.shiroi.chiba.jp/>

●この冊子は、再生紙を使用しています。